

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

人の還流による「滞在人口」創造事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県海士町

3 地域再生計画の区域

島根県海士町の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地方創生の実現における構造的な課題

前身事業におけるグローバル人材育成や地域教育の魅力化による教育移住者を促進するための取組等によって、保高連携や域内の多様化が図られ、年少人口を維持することができた（15歳以下人口：H29 238名→R2 238名）

しかしながら、今後人口の自然減が増加することが見込まれる中で、本町が目指す2040年に総人口2,475人という目標を達成するためには、「年少人口」「高校入学者数」の「維持」に留まらず、「増加」を図る必要があるが、それに向けて以下のような要因に基づく、構造的な課題がある。

①全国的な教育魅力化の取組の広がりによる留学生獲得競争の過熱化

前身事業期間中はコロナ禍の影響もあり、志願者倍率の増加など一定の成果がみられたものの、本町発信となる教育魅力化による地域活性化の取組が全国に拡大したことにより、類似の取組が増え、地域間での留学生の獲得競争は益々過熱しており、そうした中で拡大を図っていくためには、他地域との差別化に向け、更なる魅力化が必要となっている。

②年少人口の親世代の移住に向けたハードル

年少人口の移住には必然的に親世代の移住を伴うため、雇用などの親世代のニーズを同時に満たすことが必要となるが、本町内にはいわゆるホワイトカラーと言われるような親世代が望む雇用が少ない

③島前高校寮の入寮者数による受入制限

目標の達成に向け、高校入学者数の更なる受入を拡大する必要があるが、一方で島前高校の寮の入寮可能人数に限界があり、受入に制限がかかっている状況がある（島内生や他の隠岐3町村からも寮生として入学希望があるものの受入ができず、島外の高校に入学してしまっている）

また、加えて、目標を達成するためには、年少人口だけでなく、大幅な社会増及び社会人口構造の改善に取り組んでいく必要があるが、その達成にあたって、以下のような要因から構造的な課題がある。

④全国的な人口減少と地域間の移住・定住者獲得競争の過熱化による社会増の限界

日本全体で人口減少が進み、全国それぞれの地域が総合戦略に基づき移住・定住者の獲得を図る状況では、全体のパイが縮小することに加え、地域間の奪い合いが加速しており、定住を前提とした社会増には限界がある（社会増 H30 5名、R1 4名、R2 -5名）

⑤10代後半～30代にかけて進学・就職による転出超過・若年層就業人口の少なさによる人材基盤の脆弱さ

島内に大学がないことから、若年層の進学・就職による恒常的な転出超過がある。これにより、全国及び県平均と比較し、将来的に社会を維持していく基盤となる若年層（15～39歳）の就業人口が少ない（H27国勢調査に基づく就業人口に占める15～39歳の割合：海士町 27.93%、島根県 31.49%、全国 34.43%）

⑤より、地域の事業者等では慢性的な人手不足となっているが、そのために人材の採用募集、DXの推進、就業環境改善等の地域の働く場の魅力化にリソースを割く余裕がなく、結果として人が呼び込めず、更なる人手不足を招くという負のスパイラルが発生している

【概要】

【人口ビジョン】

- ## 【理想の海士町の姿】

- 3

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2022 年度増加分 1 年目	2023 年度増加分 2 年目
事業を通じた年間の滞在人口数 (人)	0	30	30
事業を通じて滞在した者の内、滞 在期間終了後に移住・定住した 人口数(人)	0	5	7
事業を通じた教育機関、 自治体連携機関数(機関)	0	1	3

2024 年度増加分 3 年目	2025 年度増加分 4 年目	2026 年度増加分 5 年目	K P I 増加分 の累計
30	30	30	150
10	12	15	49
3	3	3	13

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2 の③及び5－3 のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2 に同じ。

② 事業の名称

人の還流による「滞在人口」創造事業

③ 事業の内容

以上の課題を踏まえ、これまで実施してきた教育移住の取組の更なる魅力化と新たな需要発掘（保育島留学）、受入体制の拡大を実施することで、教育人口の拡大を図る。

また、新たに中短期的の滞在者が入れ替わりながら、結果として年間を通じて、1名分の人口を成す場合にその人口を「滞在人口」と捉え、その滞在人口を増加させ、継続的に還流していく仕組みを構築することで、年少人口以外の社会増及び人口構造の改善を図る（例：A、B、C、Dの4者が3ヶ月（春夏秋冬それぞれ）ずつ島に滞在している状況があれば、結果として、人口は1名増加しているという考え方）

【教育人口拡大】

（１）「保育島留学（保育園）」の実施

→お山の教室と保育園との連携、あるいは地域や他の島留学との協力の中で、本町独自の新たな保育スタイルを確立するとともに、親世代向けのテレワーク環境の整備推進などを実施し、保育段階における教育移住を前提とした「保育島留学」を実施

（２）「親子島留学（小中学校）」の拡大

→各種取組との統一的な募集・広報の実施による「親子島留学(小中学校)」の受入規模拡大

※経費としては計上なし（一体的な取組となるため、記載）

（３）「地域共創科」創設による「島留学（高校生）」の更なる魅力化と空き家を活用した受入規模拡大

→新たな学科の創設及び地域事業者や大人の島留学、下記の短期研修等と連携した教育プログラムの構築、島留学生空き家シェアハウス PJ の実施により、更なる魅力化を図り、受入規模を拡大

【滞在人口拡大】

（１）「大人の島留学（中・短期）」事業の実施

→主に 20 代を対象に 3 ヶ月 or1 年間の中・短期滞在者を受け入れ、島の暮らしと仕事を体験するプログラムを実施

※大人の島留学生に対する報酬、活動に係る経費については、別財源（地域おこし協力隊・お試し協力隊制度）を活用

（２）島まるごとキャンパス構想の実現に向けた検討

→大学と連携し、短期的に海士町で暮らしながら単位取得が可能なプログラムの構築を検討

（３）青年海外協力隊員の派遣前後研修の実施

→JICA と連携し、青年海外協力隊の派遣前後の研修プログラムを構築し、試験的に実施

（４）企業と連携した短期滞在型研修の実施

→民間企業（都内大手コンサルティング会社を予定）と連携し、短期滞在しながら、リモートワークを行い、地域の課題解決を行う短期滞在型研修プログラムを構築し、試験的に実施

【全般】

（１）滞在者還流の仕組みづくり

→上記のそれぞれの取組を総括して、効率的な各種情報発信・募集等を実施。また、各取組の卒業生（島を離れた者）のネットワークを構築

（２）地域の働く場の魅力化事業の実施

→島内の事業者、団体等に対して、DX 推進、人材採用募集の一元的な取組の検討・導入支援を実施

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

- ・大人の島留学生受入数に応じて、各町村から事業運営主体となる（一財）島前ふるさと魅力化財団へ研修委託料が支払われるため、受入数の拡大を図り、財源を確保
- ・公教育領域事業において事業の収益化は難しいため、地域企業の働く職場の魅力化支援や、企業や社会人向けの人材育成プログラムを提供する対価として収益を得ていく
- ・事業を通して企業連携を進めていく中で、企業版ふるさと納税の獲得を目指す
- ・滞在人口の増加により、人口の社会増が図られ、交付税の増が見込まれるため、事業期間終了後の 2027 年度以降については当該交付税等をあてることによって、自立化が見込まれる

滞在人口増（社会増）による交付税増加見込み（2025 年度滞在人口数 120 人の場合：4800 万円/年）

※人口 1 人あたり交付税が 40 万円として換算

【官民協働】

- ・各種島留学や短期滞在研修など取組の実施にあたっては、推進団体と地域事業者、本土側企業、JICA などが連携し、就業体験や研修メニューの検討、実際の運営を行う

【地域間連携】

隠岐島前高校や大人の島留学制度については、隠岐島前地域の残りの 2 町村（西ノ島町、知夫村）に対しても、受け入れた留学生を配置することとしており、その受入や滞在にあたって、各町村職員及び民間事業と連携協力を実施。また、3 つの島に行ける仕組みを作り募集することで、バリエーションが増えるため、隠岐島前高校生や大人の島留学生にとっての魅力向上につながる。（高校生の就業体験等についても島前 3 町村において実施可能）

これまでは、隠岐島前 3 町村それぞれにおいて移住者の「仕事や暮らし」におけるミスマッチがあった場合、隠岐地域外への人口流出が起きてい

たが、大人の島留学制度を中心として人材募集・人財育成機能の連携を図ることで、隠岐島前3町村間での移動・定着を促進する効果がある。

【政策間連携】

地域振興の根幹を成す「人」を呼び込む施策であり、結果として、以下のような様々な分野と連携して実施されるものとなっている

例：「地域産業の振興・担い手確保」「地域の活性化」「教育の魅力化」

【デジタル社会の形成への寄与】

- ・島内企業、教育現場等における業務デジタル化推進に向けた支援と検討（事務作業のクラウド化、労務管理業務等のデジタル化を推進することによる地域の働く場の魅力化事業の実施など）

- ・デジタル人材の誘致、育成を目的とした企業連携によるデジタル人材の内製化

島内企業等へ業務効率化に向けたデジタル技術の導入支援を並行して実施することで、地方における課題の1つである業務のデジタル化(効率化)や人手不足、担い手不足や、テレワーク化の推進といった新しい時代の働き方への適応を進めていくことができる。同時に、若者世代を中心とした人の流れづくり（還流）を通して、デジタル人材を含む多様な人材の循環を起こしていくことで、デジタル社会の形成が促進される効果が期待されるため。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6月

【検証方法】

本事業の施策の取組状況、成果及び重要業績評価目標（KPI）の達成状況について調査分析し、PDCAによる事業の改善や柔軟な見直しについて提言する会議（事業推進主体の代表者及び関係者を構成員とするもの）を設置し、検証を行う。検証にあたっては、海士町版 RESAS やアンケートなどによる客観的なデータによる多面的な角度からの分析検証

を実施する。

【外部組織の参画者】

- ・ 大人の島留学配置先となる地域事業者
- ・ JICA
- ・ 連携を行う大学、本土の民間企業

【検証結果の公表の方法】

海士町ホームページにおいて公表予定

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 358,500 千円

⑧ 事業実施期間

2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

5－2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－2に掲げる目標について、5－2の⑥の【検証時期】に7－1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。